

原発事故による損害賠償請求 和解事例の分析も踏まえて 一事業者に対する賠償編一

原町ひまわり基金法律事務所
弁護士 小林 素
2019年11月9日南相馬市講演会

本日の説明内容

- 1 事業者に対する賠償の内容(直接請求)
- 2 逸失利益の賠償の内容(直接請求)
- 3 将来分の賠償の内容(直接請求)
- 4 超過分の賠償の内容(直接請求)
- 5 直接請求における賠償の問題点
- 6 和解仲介手続を使うことのポイント
- 7 和解事例の紹介
- 8 和解仲介手続をする方法

1 事業者に対する賠償の内容(直接請求)－ I

(1) 逸失利益の賠償

→原発事故の影響で事業を休止したことで、または、再開したものの収益が減少した場合に、その減少分の賠償。

(2) 検査費用の賠償

→商品等の放射性物質の検査費用の賠償

(3) 追加的費用の賠償

→商品等の廃棄費用や機械・設備の修繕費用等、(2)以外で原発事故の影響により生じた費用の賠償

1 事業者に対する賠償の内容(直接請求)－Ⅱ

【旧避難指示区域(20km圏内)の事業者のみ対象】

(4) 償却資産・棚卸資産の賠償

→原発事故の影響で事業を休止したことで、使えなくなった機械・設備, 商品等の財物価値の賠償

2 逸失利益の賠償の内容(直接請求) I

▶直接請求における基本的な算定方法

逸失利益の賠償額＝「貢献利益」×「減収率」

2 逸失利益の賠償の内容(直接請求)Ⅱ

▶「貢献利益」

→基準年度の売上高から、東京電力の設定した計算式を用いて算出されるみなしの利益額

▶「基準年度」

→平成22年度以前の営業年度のうち、賠償金の算定基準として用いることを東京電力が認めた年度

2 逸失利益の賠償の内容(直接請求)Ⅲ

▶「減収率」

$$= \frac{\text{「基準年度の売上高」} - \text{「賠償対象期間の売上高」}}{\text{「基準年度の売上高」}}$$

例) 基準年度 = (平成22年度の売上) 5000万円

対象年度 = (平成23年度の売上) 2000万円

$$(5000 - 2000) \div 5000 = 0.6 \rightarrow \text{減収率} 60\%$$

※「特別の努力」が適用されると減収率は100%扱いになる

2 逸失利益の賠償の内容(直接請求)IV

▶「特別の努力」

→原発事故後に事業を再開した場合、再開後の事業で得られた利益は、被災者の努力により得られたものとして、賠償金の算定では、その利益は控除しないという考え方。

▶直接請求における原則的な適用期間

平成24年3月～平成25年12月

2 逸失利益の賠償の内容(直接請求) V

【逸失利益の賠償の算定方法の変遷】

①旧避難指示区域(20km圏内)の事業者の場合

「基本的な算定式」のまま, 平成27年2月まで賠償
減収率は100%のまま

②南相馬市内の①以外の事業者の場合

平成26年1月以降, 「基本的な算定式」が変更され, 変更後の算定式で, 平成27年7月まで賠償された

2 逸失利益の賠償の内容(直接請求)VI

【旧避難指示区域以外の事業者への変更後の算定式】

逸失利益の賠償額

= 「基準年度の売上高」×「貢献利益率」×「減収率」

2 逸失利益の賠償の内容(直接請求)Ⅶ

▶「貢献利益率」

$$= \frac{\text{「貢献利益」}}{\text{「基準年度の売上高」}}$$

例) 基準年度 = (平成22年度の売上) 5000万円

貢献利益 = 2500万円

$2500 \div 5000 = 0.5 \rightarrow$ 貢献利益率 50%

3 将来分の賠償の内容(直接請求)

▶ 次の期間までの賠償を受けた事業者について、1年分の逸失利益の賠償額の2倍相当額を賠償

① 旧避難指示区域内の事業者：平成27年2月分まで

② 南相馬市内の①以外の事業者：平成27年7月分まで

4 超過分の賠償の内容(直接請求)

- ▶3の将来分の賠償を受けた事業者について
将来分の賠償金額を超える損害が生じた場合に、
その超過した損害額分を賠償

(参考)南相馬市の事業者の逸失利益の賠償 (直接請求)まとめ I

【旧避難指示区域内の事業者】



(参考)南相馬市の事業者の逸失利益の賠償 (直接請求)まとめⅡ

【旧避難指示区域外の事業者】



5 直接請求における賠償の問題点

- ▶東京電力の賠償の枠組みでは賠償されない損害がある。
- ▶東京電力の逸失利益の賠償の算定式では、実際の減収額が反映されない場合がある。
- ▶将来分の賠償にたどり着く以前に、逸失利益の賠償が打ち切られた場合がある。
- ▶将来分の賠償が「2年分」の逸失利益の賠償額でない場合がある。
- ▶超過分の賠償が認められない。

6 和解仲介手続を使うことのポイント

- (1) 直接請求では賠償されない賠償項目や、賠償対象期間外の賠償が認められる可能性がある。

- (2) 直接請求で合意して、賠償金の支払いを受けた賠償項目についても、和解仲介手続の申立てはできる。
 - 先に直接請求をして、東京電力が認める賠償を受け取った後で、和解仲介手続をするという手法

6 和解仲介手続を使うことのポイントー補足

東京電力による和解案の受諾拒否について

- ▶ADRセンターが和解案を提示しても、東京電力が和解を受け入れないと和解が成立せず、賠償がされない。
- ▶東京電力が和解案の受諾を拒否しているのは主に、集団申立てのケースであり、個別申立てではあまりない。
- ▶和解仲介手続では、東京電力が和解案の受諾を拒否して、賠償が認められることはないと思い込む必要はない。

7 和解事例の紹介 I ー 廃業費用等の賠償 ー

【和解事例No1150】

旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)で縫製業を営んでいたが、原発事故後の避難指示により操業停止となり、避難指示解除後平成23年10月から規模を縮小して事業を再開したものの、平成27年3月に廃業するに至った申立会社について、主要取引先も事故後の避難指示により廃業し新たな固定の取引先が見つからなかったこと等の事情から、原発事故と廃業との間に因果関係を認め、平成27年2月分までの逸失利益及び3年分の廃業損害の賠償がされ、申立会社の代表者である申立人について、申立人が借地上に建てていた申立会社の本社兼工場の解体費用等の一部が追加的費用として賠償された事例。

7 和解事例の紹介 I ー 廃業費用等の賠償 ー

【ポイント】

- ▶ 直接請求では、廃業に関する賠償がされない（休業または事業を継続している場合が前提）

※事例では、廃業により生じた本社兼工場の解体費用等の一部300万円、廃業後の3年分の逸失利益として1160万円の賠償が認められた。

7 和解事例の紹介Ⅱ－営業所の増設－

【和解事例No995】

旧緊急時避難準備区域(南相馬市)で美容用品の販売等を営み、
原発事故後、福島県内に営業所を増設した申立会社について、営
業所の増設は、避難による従業員の退職、避難先からの遠距離通
勤による従業員の負担の増大等といった状況の中で事業を維持し
ていくために必要な措置であったとして、増設した営業所の開設費
用等の一部が賠償された事例。

7 和解事例の紹介Ⅱ－営業所の増設－

【ポイント】

- ▶直接請求の追加的費用の賠償では、原則、既存の設備の修繕費用しか賠償されない(新規設備の購入費用等は賠償されない)。

※事例では、損害回避のために増設した営業所の開設費用等の一部450万円の賠償が認められた。

7 和解事例の紹介Ⅲ－仮工場の撤退費用－

【和解事例No1435】

居住制限区域(飯舘村)に工場を有する申立会社の営業損害(追加的費用)について、**原発事故後に新設移転した仮工場を平成29年2月に閉鎖して撤退**するのに要した**費用**のほか、最長で同年10月分までの各種追加的費用が賠償された事例。

7 和解事例の紹介Ⅲ－仮工場の撤退費用－

【ポイント】

- ▶直接請求の追加的費用の賠償では、原則、既存の設備の修繕費用しか賠償されない（新規設備の購入費用等は賠償されない）。

※事例では、営業継続のために新設した仮工場の撤退費用の約580万円の賠償が認められた。

7 和解事例の紹介Ⅳ－算定式の修正－

【和解事例No1457】

自主的避難等対象区域(相馬市)に居住し、飯舘村及びその周辺地域を中心に水産物の移動販売業を営んでいたが、原発事故後は休業している申立人の営業損害(逸失利益)について、平成27年1月分から平成29年7月分まで、原発事故との相当因果関係を認め上(原発事故の影響割合は、10割から3割まで漸減)、東京電力の直接請求手続において基礎とされた貢献利益率を修正して賠償された事例。

7 和解事例の紹介Ⅳ－算定式の修正－

【ポイント】

- ▶直接請求で東京電力が設定した算定方式が修正される可能性がある。

※事例では、貢献利益率を修正した上での賠償が認められた。

7 和解事例の紹介 V – 事業ごとの算定 –

【和解事例No1522】

自主的避難等対象区域(川俣町)において、米の集荷、検査及び販売事業等を行う申立会社について、上記事業以外の事業を合わせた申立会社全体の売上高及び売上総利益は原発事故前よりも増収増益となっているものの、原発事故の影響によって原発事故前よりも申立会社が米を集荷する地域の水稻の作付面積及び収穫量が減少し、これによって、申立会社の上記の米に係る事業については、減収が継続しているとして、原発事故の影響割合を3割として、上記米に係る事業の平成29年3月分から平成30年2月分までの営業損害(逸失利益)が賠償された事例。

7 和解事例の紹介 V – 事業ごとの算定 –

【ポイント】

- ▶ 直接請求の逸失利益の賠償では、原則として事業全体の収益に減収がない場合には賠償されない。

※事例では、事業全体としては増収しているが、原発事故前の主軸の事業では、減収が続いているとして、この事業に関する逸失利益の賠償が認められた。

7 和解事例の紹介VI－将来分の賠償の修正－

【和解事例No1417】

会津地域で福島県産の大豆を原料とする加工食品の製造販売業を営み、東京電力の平成27年6月17日付プレスリリースに基づく請求においては相当因果関係が認められないとして年間逸失利益の1倍相当額の賠償を受けた申立会社の風評被害による営業損害(逸失利益)について、平成27年8月分から平成29年4月分まで、貢献利益率方式で算定した損害額(原発事故の影響割合3割)から上記の既払金を控除した残額が賠償された事例。

7 和解事例の紹介VIー将来分の賠償の修正ー

【ポイント】

- ▶直接請求で「2年分」の逸失利益の賠償がされなかった場合に、その賠償額を超える賠償がされる可能性がある。

※事例では、1倍相当額の賠償しかされなかった事業者に、直接請求での賠償額を超える賠償が認められた。

8 和解仲介手続をする方法

